

倉吉市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月27日

倉吉市長 広田 一恭

倉吉市規則第11号

倉吉市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則

倉吉市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則（平成29年倉吉市規則第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(適用手続の公表)</p> <p>第3条 市の機関は、市の機関が条例及びこの規則の規定により情報通信の技術を利用する方法により行わせ、又は行うこととする申請等及び処分通知等（以下この項において「適用手続」という。）について、<u>インターネットの利用その他の方法により当該適用手続の根拠となる条例等の名称及び条項並びに当該適用手続の内容を公表するものとする。</u></p>	<p>(適用手続の公示)</p> <p>第3条 市の機関は、市の機関が条例及びこの規則の規定により情報通信の技術を利用する方法により行わせ、又は行うこととする申請等及び処分通知等（以下この項において「適用手続」という。）について、<u>あらかじめ、当該適用手続の根拠となる条例等の名称及び条項並びに当該適用手続を適用する日を公示するものとする。</u></p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。